

## 第4節 青年期における再評価の現状と課題

第4節では、軽度発達障害のある若者を対象とした個別事例並びに特性評価の結果から、職業リハビリテーションの利用可能性の検討並びに青年期の再評価を実施する時期をめぐる課題について整理したい。

### 1. 青年期における再評価の課題

#### (1) 軽度発達障害のある若者の職業リハビリテーションの利用可能性

第2節では、まず、FIQ65 以上の 44 事例を対象に、一般職業適性検査の結果から、適性のある職業群が示唆されるタイプ I、②得意な適職能の領域は特定されるが、適性のある職業群が示唆されないタイプ II、③得意な適職能の領域特定が困難であるタイプ III に分類し、FIQ との関連について分析した。

その結果、FIQ が 85 以上の場合、タイプ III に分類される対象者は見られなかった。一方で、FIQ65 ~ 74 では、タイプ I ~ III にほぼ同数ずつ分類され、FIQ75 ~ 84 ではタイプ I とタイプ III に分かれた。

これらの対象者のうち、FIQ74 以下、また、タイプ III に分類された者については特に職業リハビリテーションの利用可能性を検討すべきであろう。実際にこれらの群では FIQ65 ~ 74 に限定すれば、71.4% (21名中 15名) が、タイプ III に限定すれば、61.5% (13名中 8名) が卒業時までに療育手帳を取得していた。一方で、知能検査の結果からは、必ずしも療育手帳の対象とはいえない、FIQ75 ~ 84、FIQ85 以上の群でも 3割程度が療育手帳を取得していた。こうした結果は、軽度発達障害のある若者の中に「職業リハビリテーション」の利用の対象者が多く含まれていることを示唆している。また、療育手帳については、入学当初、44 名中 3 名しか取得していないことを考えれば在学中の評価並びに指導、あるいは職場実習などが取得へのきっかけとなったと考えられる。また、現在「療育手帳を所持していないこと」は、「療育手帳の対象外であること」と同義ではない点に注意が必要である。

次に、知能検査並びに一般職業適性検査の結果が学校卒業後の進路にどのような影響を与えるものであるのかについて検討した結果からは、次の 6 点が明らかとなった。

- ① 知能検査の結果、FIQ85 以上の者は一般職業適性検査でタイプ I（適職判定有り）に分類されるケースが多いものの、必ずしも一般扱いの就職には結びついていないこと
- ② 知能検査の結果、FIQ74 以下であっても、適職が判定された場合には、一般扱いの就職を継続している者がいること
- ③ 一般職業適性検査のタイプ（適職判定の有無）、FIQ の高低を問わず、職業リハビリテーションを利用しての就労（障害者雇用）は継続の可能性が高いこと
- ④ 行動上の問題が大きい場合は、一般職業適性検査のタイプ（適職判定の有無）、FIQ の高低にかわらず、進路先として福祉施設が選択される場合があること
- ⑤ ①～④から、知能検査の結果だけからは雇用可能性を予測できること

- ⑥ 卒業時に進学、あるいは「障害者職業能力開発施設」等を選択し、職業選択を先送りする者が少くないこと、特に専門学校等を含め、進学を選択した者については、職業リハビリテーションを選択しないという意思のもと、問題の先送りになる可能性があること

これらの結果は、学校から職業への移行をめぐって、知能検査に加えて一般職業適性検査の実施もまた検討されるべきことを示唆している。一方で、この2つの検査の結果のみからは、進路を予測することが難しいことも明らかとなった。その理由としては、職業リハビリテーションの対象者と考えられる者であっても明確な「意思」のもと、職業リハビリテーションを選択しない者がいること、また、日常生活において問題行動が指摘される、あるいは対人関係に困難を有するなど、2つの検査の結果からは検討できない要因が関与していることなどが考えられる。したがって、これらの点についても併せて検討することが重要である。

## （2）軽度発達障害のある若者の特性と進路について

第3節では IQ50 以上の 116 名を対象に知能検査、一般職業適性検査（器具検査）、ベンダー・ゲシュタルト・テスト、フロスティッギ視知覚発達検査、F & T感情識別検査を行い、軽度の発達障害がある若者の特性について検討すると共に、各検査の結果と進路選択の間に関連が認められるかについて検討した。

### ①作業遂行上の特性について

ベンダー・ゲシュタルト・テスト、フロスティッギ視知覚発達検査、F & T感情識別検査の結果から、軽度発達障害のある若者の特性について、次の5点が明らかとなった。各検査の結果に関しては、進路先によって得点あるいは正答率に高低差がみられる場合もあるが、個々人に関してみれば、いずれも検討すべき課題といえる。

- ① 軽度発達障害のある若者の多くは、「視知覚認知」及び「視覚一運動の協応」のいずれか、もしくは双方に困難を有する可能性があること。
- ② 軽度発達障害のある若者の中には、作業遂行速度に関する困難について検討すべき対象者がいること
- ③ 軽度発達障害のある若者においては、健常者と比較して快の感情と不快の感情を高率で混同する傾向が認められること。また、「悲しみ」を「怒り」または「嫌悪」と捉える率が高いこと。したがって、他者が表出した感情を誤って捉える可能性が高いこと。
- ④ ③から、他者からの否定的な評価に対して不安が高い傾向を持つ可能性があり、検討が必要であること。
- ⑤ 対人関係能力のうち、少なくとも「音声並びに表情から他者の感情を認知する能力」と手指、手腕を利用した作業遂行能力とは独立である可能性が高いこと

これらの結果から、軽度発達障害のある若者の多くは、作業遂行並びに対人関係において何らかの（あるいは複数の）困難を有していることが明らかとなった。なお、これらの特性は、個々人によって異なるため、適職の選択において、また、就職後の作業指示並びに対人的なトラブルの回避のためにこうした検査の実施は重要であろう。

## ② 作業遂行上の特性並びに他者感情の認知と進路選択

知能検査、一般職業適性検査（器具検査）、ベンダー・ゲシュタルト・テスト、フロスティッギ視知覚発達検査、F & T感情識別検査の結果と進路選択に関して、次の5点が明らかとなった。

### ① 【学校卒業後、すぐの雇用を選択した群】

- ・高等学校卒業後、一般扱いの雇用を選択した群と障害者雇用を選択した群では、IQ、指先と手腕の適性得点、ベンダー・ゲシュタルト・テスト、フロスティッギ視知覚発達検査のいずれにおいても差が認められない。
- ・一般扱いの雇用であれ、障害者雇用であれ、学校卒業後、すぐに雇用に移行する群では他の進路を選択した群よりも指先と手腕の適性能得点、ベンダー・ゲシュタルト・テストにおいてよい成績を示す。
- ・一般扱いの雇用と障害者雇用の違いは他者感情の認知（F & T感情識別検査）の高低においてみられる（一般扱いの雇用を選択した群の正答率は、障害者雇用を選択した群の正答率より高い）。

### ② 【進学を選択した群】

- ・他の進路を選択した群と比較して IQ が高い
- ・指先、手腕の適性能得点においては、高等学校卒業後、一般扱いの雇用もしくは障害者雇用を選択した群より低い。
- ・ベンダー・ゲシュタルト・テストの検査所要時間が他の群に比べて長い

### ③ 【進学：専門学校・大学を選択した群と障害者職業能力開発施設を選択した群】

- ・進学（専門学校・大学）を選択した群は障害者職業能力開発施設を選択した群と比較して、IQ 並びに F & T感情識別検査において高い数値を示す。一方で、ベンダー・ゲシュタルト・テスト、指先と手腕の適性能得点においては低い数値を示す。

### ④ 【障害者雇用に進んだ群と障害者職業能力開発施設を利用した後、障害者雇用に進んだ群】

- ・高等学校卒業後、すぐに障害者雇用に進んだ群は、障害者職業能力開発施設を利用した後、障害者雇用に進んだ群よりも IQ、指先と手腕の適性能得点が高い。

### ⑤ 【福祉施設を選択した群】

- ・福祉施設を選択した群では、進学、一般扱いの雇用、障害者雇用を選択した群よりも、指先と手腕の適性能得点が低い

なお、これらの群としての特徴をみると、例えば、進学（専門学校・大学等）を選択した群における IQ の高さは、その後の適応並びに卒業後的一般扱いの雇用への移行を保証していないなど、移行への判断基準ではない点には注意が必要である。

以上、（1）（2）から、青年期における再評価と進路に関しては、次のようにまとめることができよう。

- ① 特性（主として知的障害）にふさわしいサービスを検討する際に、あるいは、進路指導の資料として知能検査並びに一般職業適性検査を活用することができる。ただし、検査結果により、職業リハビリテーションの利用可能性が示唆された場合でも、必ずしも、職業リハビリテーションは選択されないことがある。
- ② 知能検査並びに一般職業適性検査だけでは評価しきれない側面については、他の検査や観察の結果を組み合わせて評価する必要がある。その際には、作業速度並びに正確な作業遂行について評価することが重要である。
- ③ 知能検査、一般職業適性検査（器具検査）の結果と並んで、対人関係能力に関する評価が進路先の決定に影響を与える可能性がある。この点に関しては、他者感情の認知（F & T 感情識別検査の実施）に関する検討だけでなく、日常生活における観察も含めた検討が必要といえる。
- ④ 進路選択に関しては、在学中の評価並びに指導等により療育手帳を取得後、障害者雇用に進んだ者については比較的安定した就労が期待できる。また、「障害者職業能力開発施設」等の選択は、障害の受け入れや自己理解の深化にとって必要な期間であると共に、高等学校卒業時までの準備不足を補う側面がある。

最後に、これらの評価をいつ実施するのが適切かという議論が残る。養護学校において学校の用意したカリキュラムの中で職場体験や実習を経て、職業に就くことや働くことを学んで就職する者の場合、今回、提案したような検査を実施することは必ずしも必要ではない。それは、学校における評価並びに実際の作業を通して「作業速度」や「作業の正確さ」、そして「作業態度」などの問題が明らかになるからである。もちろん、学校での評価と企業の期待する水準との間に差がある場合もないわけではないが、少なくとも評価は、「働く」という視点から行われるのである。

しかしながら、通常教育に在籍する「職リハサービスを選択していない若者」の場合、こうした視点からの評価は現状では期待しがたい。その一方で、確かに通常学級には「職リハサービスを選択していない若者」が在籍している実態がある。この点については、次項で詳しくみていく。

## 2. 青年期の再評価を実施する時期をめぐる課題

..... 通常教育に在籍する職業リハビリテーション対象者：知能検査の結果から何を読みとるか .....

対象者は後期中等教育段階で高等学校普通科（軽度発達障害者を対象としたコース）に在籍した経験を有する 131 名（男 106 名・女 25 名）。義務教育期間において、通常学級に在籍していたのか、障害児学級に在籍していたのか、あるいはフリースクールなどを利用していたのかによって知能検査の結果に差が認められるかを検討した（表 3-4-1）。なお、131 名中 102 名はウェクスラー式知能検査、29 名は田中ビネー式知能検査を受けた（FIQ の換算が困難であった対象者、2 名については分析から除外してある）。また、検査は原則として高等学校入学時並びに第 1 学年において実施された。

知能検査の結果について、通常学級在籍群、障害児学級在籍群、その他（フリースクール等利用群）の3群について一元配置の分散分析を行った結果、群間に差は認められなかった（有意確率=0.170, df=2,126）。

また、いずれの群においても平均値は、知的障害を診断する際の基準の1つである IQ70 を下回っていた。特に通常学級の卒業生 98名についてみると、IQ69 以下が全体の 79.6 %を占めていた（表3-4-1）。

表 3-4-1 出身校別の知能指数

	人数	知能指数 (IQ) 平均 ( 標準偏差 )	最小値	最大値
通常学級	98	58.7 ( $\pm 14.42$ )	30	104
障害児学級（通級を含む）	21	61.8 ( $\pm 10.35$ )	42	78
その他（フリースクール等）	10	66.6 ( $\pm 9.97$ )	55	83

一方で、中学校卒業時点までに療育手帳を取得している者は 131名中 7名（普通学級：2名、障害児学級・通級：4名、フリースクール等：1名）に過ぎない。確かに知的障害に関する判定は、知能指数のみではないが、特殊学級並びに通級を選択していたとしても 21名中 19名は、中学卒業時までに療育手帳を取得していない。また、通常学級に在席しながら、療育手帳を取得した 2名のうち、1名は中学校で、もう 1名は小学校で療育手帳を取得している。この結果は、青年期における再評価の必要性と共に、今後とも増加すると予想される特別支援教育の対象児童並びに保護者に対して、また、教員に対して、在学中の適正な評価と共に知的障害への理解を深めるための取り組みが必要であることを示唆するものといえる。

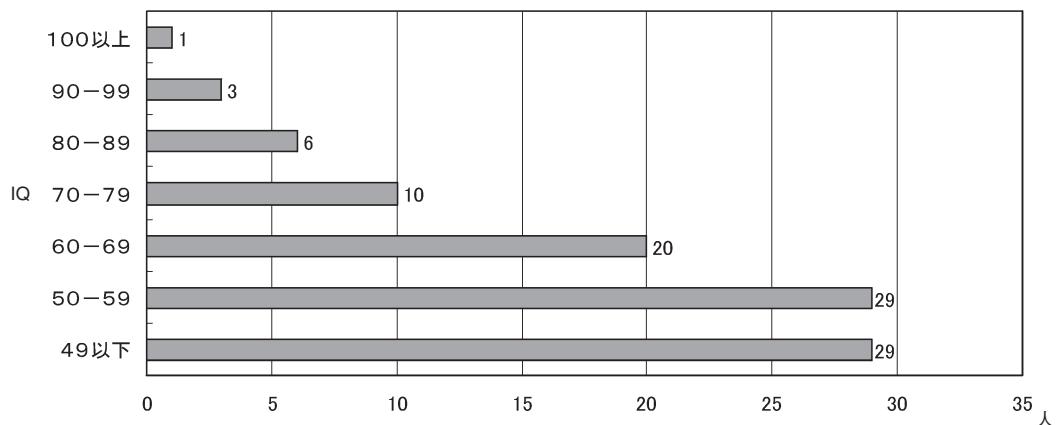


図 3-4-7 通常学級卒業生における知能指数の分布

しかし、通常教育に在籍した者の場合、「背景に同じような認知過程や運動機能の問題があっても、読み書きや算数の学習障害は問題とされるが、音楽や図工の学習障害がそれほど問題とされないのは、教育上、また適応上、前者が重視されるからである（牟田、1994）」と指摘されているように学力以外

の側面は評価の対象とならない可能性が高い。十分な特性理解のないまま職業を選択することになる。このとき、苦手な領域の能力を必要とし、かつ速度を要求される職場を選択すれば、当然のこととして離職を繰り返すということが起こるのである。一方で、本人自身もできる仕事の評価において「速くはなかったけれどできた」とするなど、作業速度に関する認識の甘さがある。ただし、この「速くない」けれど「できた」という評価は、学校時代の「時間がかかっても頑張ることが評価された」という経験と関連しているのではないだろうか。そして、この評価は、学校時代の評価としては概ね肯定的なものである。これに対し、企業では、以前よりも成果主義、あるいは能力主義という言葉が頻繁に聞かれるようになっている。その結果として、学校と企業の評価の基準（図 3-4-2）はより乖離する方向へ進んでいるように思われる。その一方で、「療育手帳を利用」して就職した場合には、障害に配慮した対応がなされる。とはいえ、期待されるできあがり、作業量などについての基準が曖昧にされるわけではない。ここでもやはり「頑張ったこと」とは別に障害特性を考慮しながらも企業が期待する水準が達成されなければならない。

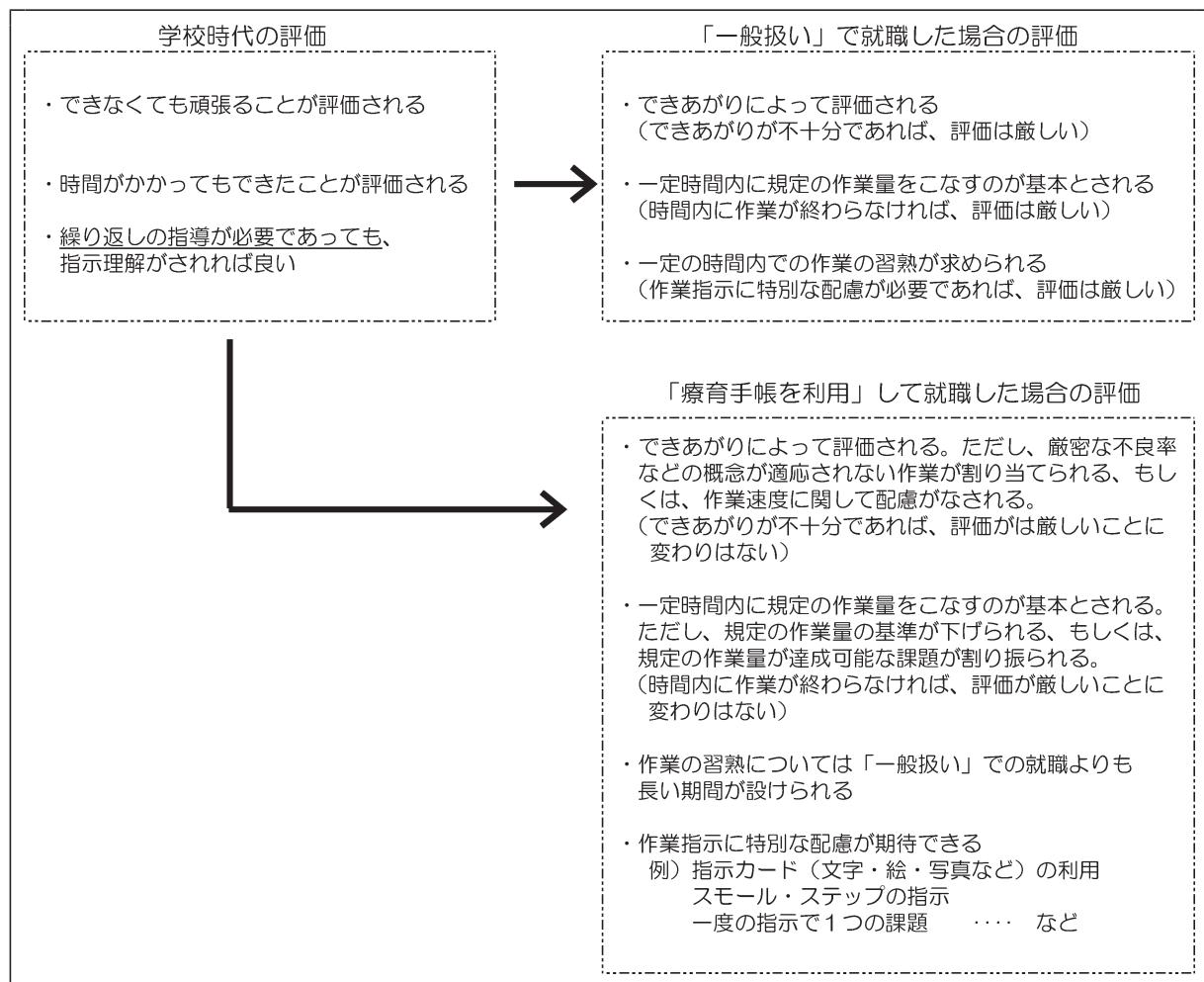


図 3-4-2 学校時代の評価と「障害者雇用」「一般扱い」で就職した場合の評価の違い

ただし、こうした違いをもって学校時代の評価が適正ではないと主張しているわけではない。学校時代に「できなくても頑張ること」「時間がかかっても最後まで投げ出さずにやり遂げること」を学ぶことには重要な意味がある。また、個々の生徒の特性を理解し、「できるようになるまで丁寧に繰り返し指導すること」は学校であれば当然、求められることである。

問題は、いつ、どのような場面で評価の視点、あるいは基準を変更するかである。より具体的には、通常教育に在籍している（した）者にとって、実際に働くことをめぐる評価はいつの時点で検討されるのが適當なのだろうかという問題である。今回、対象となった116名の対象者は、高等学校在学中に職業リハビリテーションの利用可能性を含めた進路指導の一環として再評価が実施された。しかし、事例からもわかるように、職業リハビリテーションの利用可能性を検討したことと職業リハビリテーションを実際に利用することは別の問題である。

しかし、青年期の再評価は少なくとも社会へ出る前の段階（多くは高等学校）の在学中であることが望ましい。あえて、卒業時としないのは、卒業間近になって、突然、職業リハビリテーションの利用を勧められた場合、親子共にその事実を受けとめるための時間が十分ではない可能性が高いためである。そして、障害を受けとめられないままに、学校を卒業し、あるいは、学校との関係がなくなった後に、「誰が」「どのような形」で青年期の再評価を提案するのか、という問題が依然、大きいからである。

第1章において詳細に検討された「職リハサービスを選択していない若者」は、現時点では、“通常教育諸学校を卒業”するために“職業リハビリテーションという選択肢に気づかない”あるいは“選択肢があったとしても職業リハビリテーションを選択しない”層、また、“障害特性を認識して特殊教育諸学校を卒業”し、“職業リハビリテーションの選択肢を示された”ものの、“それを利用しない層”を含むとされているが、今回の対象者は、中学校卒業時点までは、“通常教育諸学校を卒業”したために“職業リハビリテーションという選択肢に気づかない”あるいは、“選択肢があったとしても職業リハビリテーションを選択しない（療育手帳を取得しない）”ことを希望する者が圧倒的に多かったといえる。これに対し、高等学校在学中に行われた再評価は、これらの者に、職業リハビリテーションの検討を問うものとなった。

現在、特別支援教育は学校教育において実施が拡大している一方で、養護学校で活用されている個別移行支援計画は通常教育諸学校でようやく関心が持たれはじめたところである。こうした教育の現場での変化が、高等学校において軽度の発達障害を持つ者たちにどのような影響を与えるのか、そして、就職を意識した青年期の再評価の実施がどのように検討されていくのかという点については、今後の推移を見守りたい。

## 【文献】

向後礼子 非言語コミュニケーションに関する評価 『知的障害者の職業指導を支援する評価システムの開発に関する研究』 第5章 障害者職業総合センター調査研究報告書 №14, 1996.

向後礼子 知的障害者と非言語的コミュニケーション・スキル－F & T感情識別検査の開発－『知的障害者の非言語コミュニケーション・スキルに関する研究』第Ⅰ部 障害者職業総合センター調査研究報告書 №39, 2000.

向後礼子・越川房子 他者感情の認知に影響を及ぼす要因について 早稲田心理学年報 Vol.29, 1, 49-54, 1996.

向後礼子・望月葉子 知的障害者の就労可能性に関する考察VII 一出来高と不良率に関する検討一 2001 日本特殊教育学会第39回大会論文集, 3112, 香川大学

向後礼子・望月葉子・越川房子 知的障害者における表情ならびに音声からの他者感情の識別について, 特殊教育学研究, 40 (5), 443-450, 2003.

今野義孝・内田修・鈴木克俊 ベンダー・ゲシュタルト・テストによる精神遅滞時の視一運動ゲシュタルト機能の検討 —— 再認過程と構成過程の評価による —— 特殊教育学研究, 33, 39-45, 1994

二上哲志 医学から見たLD—よく似た症状を示す症候群との違い— 学研, 1996.

飯鉢和子・鈴木陽子・茂木茂八 フロステイギグ視知覚発達検査 実施要領と採点法手引き 《尺度修正版》 株式会社日本文化科学社 1979

石川道子(斎藤久子監修 石井道子・杉山登志郎・辻井正次編著) 学習障害 96-98 ブレーン出版, 2000.

Majiviona,J&Prior, M Comparison of Asperger syndrome and high-functioning autistic children on a test of motor impairment Journal of Autism and Developmental Disorders, 25, 23-39, 1995.

McAlpine, C., Kendall, K. & Singh, N.N. Recognition of facial expressions of emotion by persons with mental retardation. American Journal of Mental Retardation, 96, 29-36, 1991.

Simon,W.E., Rosen,M., Grossman,E. & Pratowski,E. : The Relationships among facial emotion recognition, social skills, and quality of life, Research in Developmental Disabilities, 16, 383-391, 1995.

障害者職業総合センター調査研究報告書 №34 知的障害者の就労の実現と継続に関する指導の課題, 1999

杉山登志郎 高機能広汎性発達障害 ブレーン出版, 1999.

文部省 学習障害児に対する指導について(中間報告) 学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議, 1995.

文部省学習障害児に対する指導について(報告) 学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議, 1999.

望月葉子・向後礼子 通常教育に在籍した「学習障害」青年にみる職業への移行の課題 — 職業リハビリテーションを利用した青年の事例から — 日本進路指導学会第25回研究大会発表論文集 52-53, 2003.

牟田悦子 LD児の見方・とらえ方 — 心理教育的診断法を中心として — LD(学習障害) — 研究と実践 — 第2巻第1・2号 14-20, 2004.

日本 LD 学会編 森永良子・中根晃責任編集 LDの見分け方 診断とアセスメント 日本文化科学社,  
1997

日本 LD 学会編 中根晃・加藤醇子責任編集 LDと医療 日本文化科学社 2000

長畠正道 小児の診断における精神医学的・心理学的・神経学的検査の意義, 小児内科, 787-788, 1994

高橋省己 ベンダー・ゲシュタルト・テスト・ハンドブック増補版 三京房 1976

知的障害等法規研究会 知的障害者福祉六法 (平成17年度版) 中央法規出版株式会社 2005

柘植雅義 学習障害 (LD) 理解とサポートのために 中公新書 2002

### 【検査】

厚生労働省編一般職業適性検査 労働省職業安定局編 社団法人雇用問題研究会.

ベンダー・ゲシュタルト・テスト 三京房.

フロスティング視知覚発達検査 日本文化科学社.

職業レディネステスト 日本労働研究機構編 社団法人雇用問題研究会.

F & T感情識別検査 障害者職業総合センター.

パソコン版空間性注意検査・軽度注意検査 障害者職業総合センター.